

令和7年12月
堺市

改正入札契約適正化法の施行に伴う工事費内訳書の取扱いについて（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が令和7年12月12日に改正されました。

改正後の入札契約適正化法第12条では、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないことが規定されました。

ついては、本市（上下水道局を含む。）が発注する予定価格400万円を超える建設工事の入札時に提出する工事費内訳書の取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

1 対象工事

予定価格が400万円を超える建設工事

2 工事費内訳書の取扱いについて

入札時に提出する工事費内訳書について、当該工事に係る設計書（金抜き）の様式に準じた各項目に加え、以下の項目を記載してください。なお、必要な項目の記載がある内訳書であれば、様式は問いません。

・材料費

・労務費

・法定福利費

（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）

・安全衛生経費

（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）

・建設業退職金共済契約に係る掛金

（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）

3 適用時期

令和7年12月12日以降に公告その他申込みの誘引が行われる案件から適用します。

なお、当面の間、上記2に示した項目の不備（記載漏れ等）のみを理由として入札無効とは取り扱いません。

4 参考

○公共工事の発注における入札金額の内訳について（国交省）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000101.html

○内訳書の記載例

別添1：土木工事で用いられる内訳書の例

別添2：建築工事で用いられる内訳書の例

【関係法令抜粋】

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律>

（入札金額の内訳の提出）

第12条

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則>

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第1条

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第12条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金